

安全確認に関する方針

海の精株式会社

弊社の放射能に関する安全確認の方針は、下記の通りです。

別紙の「商品別安全確認一覧表」は、これにもとづいて作成したものです。

1. 2011年3月11日以降に、日本国内で採取された原料（水を含む）を使用した弊社商品（食品）について、安全確認を行います。
2. 安全確認は、最終製品を分析して、放射能を検出しないこととします。
3. 分析する元素は、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137とします。検出下限値は、1元素（核種）について、1ベクレル/kg以下とします。

(注) 事故直後、加工食品については、暫定的に10ベクレル/kg以下とお知らせしましたが、実際には1ベクレル/kgまで分析して安全確認をしておりました。塩と苦汁についても、(財)日本食品分析センターから検査機関を変えることで、2ベクレル/kg前後から1ベクレル/kg以下になっております。

4. 次の13都県産の農産物は、安全確認に関する調査を十分に行います。
13都県 = 福島、宮城、山形、岩手、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、
神奈川、山梨、静岡

(注) 事故直後、13都県産の農産物を使っていない商品は、原料の産地を確認することで安全とみなしましたが、その後、実際に製品の分析を行って安全確認をしました。

以上